

2026年度入学予定者サポートプログラム（既修者コース）

2025.12.13（土）

14：55～16：10

担当 遠山 純弘

法科大学院での民法学修①



▶ 1. 入学前の基本的能力の涵養

(1) 教科書を読める能力の涵養

(2) 暗記能力の涵養

(3) 論理的思考の涵養

(4) 学修計画の策定

⇒客観的な能力の分析

▶ 2. 司法試験では何が問われているか？

⇒実務家として必要な技能があるか否か？

(1) 法律的な考え方ができるか？

(2) 必要な知識を有しているか？

法学部と法科大学院での学修の違い①

論点までの思考が問われる。

法学部⇒論点およびそれに対する判例学説が理解されてい
れば十分

法科大学院⇒なぜそうした論点が出てくるのかまで問われ
る。

法学部と法科大学院での学修の違い②

要件効果の思考が必要。

法学部⇒論点およびそれに対する判例学説が理解されてい
れば十分

法科大学院⇒その主張請求に係る条文およびその成立要件が問
わ
れる。

▶実践してみよう！

別紙 1 参照

▶ どう考えていくか？（参考資料参照）

（誤）論点は？ 事実は何？

（正）XのYに対する抵当権抹消登記手続
請求の根拠は？

▶ 条文は？

▶ ⇒契約上の根拠条文はあるか？

▶ 所有権に基づく請求権はどの請求権を用いるか？

▶ ⇒所有権に基づく妨害排除請求権（民法198条参照）

▶ 要件は？

▶ 1) X所有

▶ 2) Y妨害

▶ Yの反論

▶ ⇒ 抵当権設定登記の有効性

Xの再反論

⇒貸付契約の公序良俗違反による無効（民法
90条）

物権行為の独自性

⇒付従性による抵当権設定契約の無効

Yの再々反論

⇒不法原因給付の抗弁（民法708条）

要件は？

- ①「不法な原因」のために給付されたこと
- ②給付がなされたこと

不法原因 = 民法 90 条

給付？

抵当権の設定は処分行為であるとするなら、給付があったとも考えられる。

しかし、判例は、「被上告人が右抵当権設定登記の抹消を求めることは、一見民法708条の適用を受けて許されないようであるが、他面、上告人が右抵当権を実行しようとするれば、被上告人において賭博行為が民法90条に違反することを理由としてその行為の無効、したがって被担保債権の不存在を主張し、その実行を阻止できるものというべきであり、被担保債権の存在しない抵当権の存続は法律上許されないのであるから、このような場合には、結局、民法708条の適用はな」いとしている（最判昭和40年12月17日民集19巻9号2178頁）。